

8

「自主管理農場」

—制度の沿革—

みや じ かず お
宮 治 一 雄

I 「自主管理農場」制度の沿革

出典 「アルジェリア社会主義と自主管理農場」

II 本報告の課題と方法【略】

研究参考資料267 アジア経済研究所

1978年 序章

1962年7月のアルジェリア独立後まもなく、農業部門だけでなく商工業・サービス部門においても「自主管理企業」が創設され、翌年3月の法令でその法制的枠組が定められた。後に詳述するように同法令(なかでも3月22日法)によれば、アルジェリアの「自主管理」とは、一義的には企業管理制度であり、「生産手段の国有化」と「経営の労働者自主管理」という2原則をその特徴としている。

狭義の「自主管理」は、このように定義しうるとしても、企業はある経済社会に有機的に組み込まれ、その経済社会体制に対して相対的にのみ自立性をもっている。そこで、1962年に独立してからのアルジェリアの経済社会体制を、その理念と現実、制度と運営をすべて含めて「アルジェリア社会主義」

と表現することにすれば、「アルジェリア社会主義」のなかで「(アルジェリアの)自主管理」を位置づけること、より限定していえば「自主管理企業」が「アルジェリア社会主義」のなかにどのように組み込まれ、機能しているかを知ることが重要であるし、そのことによって逆に「(アルジェリアの)自主管理」がどのように「アルジェリア社会主義」を特徴づけているかを知ることができるのである。しかしながら、「(アルジェリアの)自主管理」は、「アルジェリア社会主義」を特徴づける諸要因のなかの一つにすぎないし、農業部門の「自主管理企業」——すなわち「自主管理農場」——が、アルジェリア経済に占めている地位もきわめて限定されている。

本報告では、農業部門の「自主管理」を対象を限定し、しかも一農場の事例を中心として記述をすすめることを選んだ。したがって、そのような接近方法の限定から、本報告を通じて解明しうる「アルジェリア社会主義」をめぐる問題点もまた限定されざるをえない。以下では、「自主管理農場」の制度的沿革を述べるとともに、本研究の問題意識、接近方法の意義を明らかにし、あわせて、解明すべき問題点についての見通しをたてておくことにしよう。

I 「自主管理農場」制度の沿革

「自主管理農場Exploitation autogérée agricole」⁽¹⁾をめぐる制度的条件は、1962年の創設以来多くの点で変化してきたが、主として法制的側面に注目すると、その展開過程をつぎのような時期に分けて整理することができる⁽²⁾。

- (1) 形成期：1962年7月～
- (2) 模索期：1965年～
- (3) 整備期：1969年～
- (4) 再編期：1973年～

1. 形成期

「自主管理」制度がつくられ、「自主管理農場」の設立と第1回の統廃合が行なわれた時期である。「自主管理」制度の枠組は、すでに述べたように1963年3月の一連の法令、いわゆる「歴史的諸法令」によって確立されたが、農業部門に限ってみるとその前後の時期を区別して、形成期をさらに三つの局面に分けることができる。

第1の局面は、「自主管理農場」の自生的発展の時期ともいべきものである。

1954年11月に武装蜂起が行なわれて以来7年半の独立戦争をへて、1962年7月にアルジェリアは独立を達成した。同年3月の停戦協定(いわゆる「エヴィアン協定」)で独立への日程が定められてから、7月に暫定行政府(ファーレス〈Farès〉主席)に主権が移管され、9月の制憲議会選挙をへてベンベッラ(Ben Bella)政権が成立するまでの時期は、はげしい政治危機と社会不安の時期であった。政治的にみると、7月の独立以前は、ヨーロッパ系住民の極右組織OASによる破壊活動、7月以降は臨時政府派(ベンヘッタ〈Ben Khedda〉派)と民族解放戦線FLN政治局派(ベンベッラ派)の権力闘争を軸として事態が展開し、治安状態が悪化していた。社会不安もまた深刻であり、人口の大量移動(強制移住者の帰村、都市への移住)と生産活動の急激な低下とによって、当時のアルジェリア人人口1100万人強のうち450万人が生活の糧を失い、200万人にのぼる失業者が発生したといわれる⁽³⁾。なかでも独立前後の社会不安を象徴するのは、ヨーロッパ系住民の大量出国であり、停戦協定調印時に約100万人であったヨーロッパ系住民数は、1962年末には15万人、翌63年末には10万人にまで減少している⁽⁴⁾。これらのヨーロッパ系住民は、独立以前のアルジェリア経済の枢要を掌握しており、1954年のセンサス当時商工業の経営者が3万人強、農場主が2万人弱にのぼっていた⁽⁵⁾。大企業や大農場の場合、中小の企業・農場に比べると経営者の引揚げ時期が遅れる傾向にあったが、経

営者の引揚げにもなって操業の停止や事業所の閉鎖が相つぎ、それが生産活動の低下をもたらしたわけである。経営者の引揚げ直前に企業の動産・不動産を捨て値で処分したり、アルジェリア人がそれを不法占拠したりした場合もあったが、多くの場合これらの企業に正当な管理者がいなくなるという事態が生じた。それに対処するために暫定行政府は、「無主の財産の保全と管理にかんする法令（1962年8月24日のオールドナンス）」を制定した。同法では、動産・不動産の所有者ないし管理者がアルジェリア国内にいない場合、それらの資産を「無主の財産 biens vacants」とみなし、その管理を内閣総理府ないしその任命する者にゆだねることを規定している⁽⁶⁾。

9月のベンベッラ政権成立後、「無主の農場における管理委員会の設立にかんする政令（1962年10月22日のテクレ）」が発令され、「無主の財産」とみとめられた農場について、農場労働者の互選によって「管理委員会 (Comité de gestion)」を設置し、「管理委員会」から選出された「農場長 (Président)」に農場管理の責任をゆだねるよう定められた（鉱工業部門の企業についても同年11月23日の法令で「管理委員会」の設置が定められた）⁽⁷⁾。「管理委員会」の設立が全国的に行なわれ、「自主管理」という用語が急速に普及するのは、この時期以後のことである。しかし同法令に先立って、すでに7～8月から党 (FLN) や労働組合 (Union Générale des Travailleurs Algériens, UGTAと略称) の活動家の指導によって、労働者による管理組織がいくつかの農場に作られていたことから、10月の法令によって制度的枠組が創設されたのではなく、それによって事態が法的に追認されただけであるとされている。つまり「自主管理」の自然発生的性格、労働者の能動性が高く評価されるわけである。これが「自主管理」の第1の局面である。

ベンベッラ政権の成立後、治安の回復や経済危機への対応に追われるなかで、独立直前に採択されたFLNの綱領（いわゆる「トリポリ綱領」）の定めた「社会主義的原則にもとづく人民民主革命」⁽⁸⁾を具体化するはじめての試みとして、政府が実施した政策が1963年3月の諸法令公布であり、それとともに「自主管理」の歴史は形成期の第2の局面に入った。「歴史的諸法令」として通常

あげられるのは、つぎの3法令である⁽⁹⁾。

——「無主の財産の規制にかんする政令（1963年3月18日のテクレ）」

——「無主の鉱・工業、手工業における企業と農業経営体の組織と管理にかんする政令（1963年3月22日のテクレ）」

——「自主管理企業・農業経営体の収益の配分規則を定める政令（1963年3月28日のテクレ）」

まず3月18日法は、「自主管理」の一方の原則である「生産手段の国有」にかんする規定である。鉱工業、農林業、商業など各業種の企業とその資産について、所有者がいない場合には所有権の不在を確定し、所有者がいても企業の操業が正常に行なわれていなかったり停止されている場合には所有権の失効を定め、その結果「無主の財産」とされた企業およびその資産を国有化することを定めている。その後の制度的変化、とくに後に述べる1968年12月30日の法令を念頭においてみると、同法はつぎのような特徴をもっている。

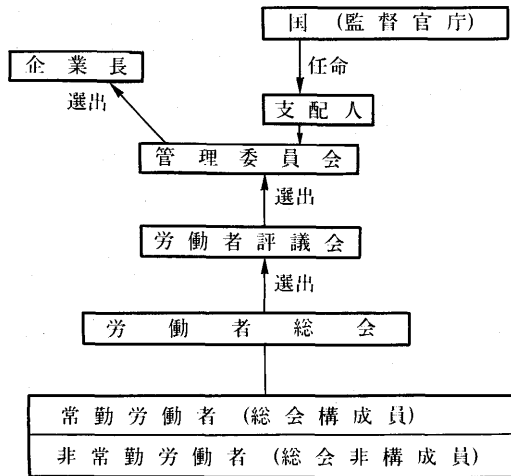
第1に、施行範囲が農業部門だけでなく、他のあらゆる部門における企業に及んでいること。

第2に、財産一般の収用法ではなく、収用の対象が「無主の財産」に限定されていること。しかも事実上は、引き揚げたヨーロッパ系経営者の資産のみを対象としているのに、「収用」ではないために「エヴィアン協定」で定められているような補償の対象にはならないこと。

第3に、条文の上では、「企業と、その土地・不動産およびその一部」が「内閣総理府の行政的管轄下に置かれる」と定めていて、「国有化」というはっきりした表現をとっていないこと。この点は独立後の権力構造とも関連をもっており、具体的にはベンベッラ政権が安定しておらず、「諸法令」が国会での採択を必要としない政令の形をとって公布された事実にも照応している。

3月22日法は、「自主管理」のもう一方の原則、「労働者自主管理」にかんする規定であり、3月18日法によって定義された「無主の企業」が、「自主管

第1図 自主管理企業機構図



理」によって運営されることを確認し、経営管理のための各種機関とそれぞれの権限を定めている。すなわち第1図のとおりである。

労働者総会 (Assemblée générale des travailleurs) は、企業の常勤労働者によって構成される最高の議決機関であり、年次生産計画他の重要事項を決定する。

労働者評議会 (Conseil des travailleurs) は、総会構成員が一定数以上 (50人以上) に達する企業において総会から選出され、重要事項の審議にあたる。

管理委員会 (Comité de gestion) は、総会ないし労働者評議会において総会構成員から選出され、企業長 (Président) を互選によって選出する。管理委員会は総会ないし評議会にかける議案を決定し、また企業管理にかかわる具体的方針を決定する。

企業長は、各機関を主宰し対外的に企業を代表する。

支配人 (Directeur) は、国家によって任命され、法規と国家計画にしたがって企業活動をコントロールし、それに反する決定に対しては拒否権をもっている。また各種機関の決定を執行する責任を負う。

同法は、また国家と企業の間自主管理振興町村評議会(Conseil communal d'animation de l'autogestion)を置くことを定め、支配人の任命を承認し、その罷免を要求する権限を与えている。

3月22日法についても、1962年10月22日の法令や1968年12月30日の法令と比較すると、つぎのような問題点が指摘できる。

第1に、農業部門のみでなく、すべての部門を対象としているが、国有化されたすべての企業に「自主管理」制度が適用されるのではなく、「国家的重要性をもつ」事業については、他の経営形態(公社<Office national>、国営会社<Société nationale>等)をとりうると規定していること。後に述べるように、その後「自主管理」企業の新設は行なわれず、「自主管理」部門は、農業部門においてのみ優位を占めることになる。

第2に、「自主管理」企業の諸機関の権限が必ずしも明確に規定されていないが、それ以上に国家統制と企業の自主性との関連が法文上明らかにされていないこと。前年の10月22日法に比べると、任命制の支配人を置くことによって国家統制のための機構を企業内にくみ込んだが、支配人の地位はかなり曖昧であり、国(監督官庁)の権限についての規定がされていない。また企業長と支配人との関係も不明瞭である。

第3に、労働者総会の構成員は、常勤労働者のみに限定され、非常勤労働者は構成員資格にともなう権利(経営参加と報奨金の配分)をもっていないこと。したがって常勤労働者の資格認定がきわめて重大な問題であるが、その点について法文は6カ月以上の継続勤務という条件をつけているのみであった。

3月28日の法令は、「自主管理」企業の会計方式、なかでも収益の配分に関する規定である。総収入(総売上額)から労働報酬以外の諸経費を控除した額を年間収益とし、それを大別して国家への納付金(prestation)と労働者および企業の所得とにふりむけ、さらに前者は減価償却基金、投資基金、雇用平衡基金、後者は非常勤労働者の賃金、常勤労働者の前渡金(avance)および報奨金、企業内留保金(投資基金、厚生基金、予備金)からなっている。

同法は、単なる会計規則ではなく、国家と企業との関係を財政面から規定するものであるが、収益の具体的な配分比は定めていないし、赤字を出した場合の補填方式についてもふれていない。また土地、その他の生産手段の使用料としての地租あるいは事業税についての規定もない。常勤労働者は、制度上単なる賃金労働者ではなく、労働者であると同時に経営者であるから、賃金ではなく前渡金を受け取ることになっているわけである。

国家と企業の関係は、「自主管理」制度の根本にかかわる問題点であるが、第1の局面ではみとめられた自然発生的性格は、第2の局面に入って制度的枠組が整備されることによってうすらぎ、国家統制がしだいに強化されていく。その点、「歴史的諸法令」と同時期に農業・農地改革省の再編成と全国農地改革公社（Office National de la Réforme Agraire, 略称ONRA）の創設を定める政令が制定されていることが重要な意味をもっている。農場レベルにおける経営幹部人材の不足、農業経営をめぐる外的条件の混乱などから、農場はその存続のためにしだいに国家、具体的には監督官庁である農業・農地改革省への従属性を強め、その権限が全国農地改革公社に集中されていったのである。

3月諸法令をめぐる政治情勢についても述べるべきことは多いが、ここでは独立以前からの最大の政治課題であった土地改革の具体案にかんして政治的選択が行なわれたことを指摘するにとどめよう。土地改革についての選択肢とは、土地の取用方法と配分方式のそれぞれについてあったわけであるが、第1の点は、ヨーロッパ系の地主が独立前後のパニック状態のなかで引き揚げていったという事情から「無主の財産」として地主からの抵抗や財政上の負担なしに土地の国有化を実現しえた。また第2の点は、小農民(土地なし農民を含む)に土地を再配分するか、あるいは集団農場として再編成するかという選択のうちから後者を選び、しかもその具体的形態として1962年末まで国营農場方式か生産協同組合方式かという議論が続けられていたが、3月諸法令によって「自主管理」農場方式が最終的に採用されることになった。

1963年3月の段階では、「自主管理」制度が適用されるのは、「無主の財産」と認定された企業・農場に限られていたが、国有化の対象を拡大するつぎの法令によって形成期の第3の局面に入ったということが出来る。

まず「取得・管理・運営・利用の方法が公共の秩序と社会の安寧を混乱せしめうるような動産・不動産を国家の管理下におくことにかんする政令(1963年5月9日のデクレ)」⁽¹⁰⁾が「自主管理」企業・農場をめぐる「民主化運動」の最中に制定された。法令名は婉曲であるが、これはフランス人経営者のなかでも企業規模が大きく政治的社会的勢力をもっていたもののうち、独立運動への寄金に応じるなどの対策をとっていたために、独立後も無償没収の可能性を信じず経営を続けていた者、したがって3月18日法の対象にはならなかった経営者からの資産収用を目的とするものであった。それに加えて独立以前にフランスの植民地行政に協力していたために、アルジェリア民族に対する「裏切者」とみなされたアルジェリア人の資産もその対象となった。また「民主化運動」とは、主として「自主管理」農場における選挙実施のためのキャンペーンであり、都市の労働者による労働奉仕が行なわれたりもしたが、それに並行して植民地時代の農場を大がかりに合併・統合したことをみのがすことはできない。

つぎのステップは「ある種の個人または法人に属する農業経営体を国有財産と宣言する政令(1963年10月1日のデクレ)」⁽¹¹⁾である。ここでは農場だけで他業種の企業は対象にならなかったが、アルジェリア国籍をもたない所有者の農場(農地および付帯施設)の国有化を定め、「自主管理」制度によって経営することを明らかにしている。1830年の植民地化以後フランス人による土地収奪は植民地支配の基本政策であったし、逆に土地の奪回は民族解放戦争の主目的の一つであったことを考えると、同法の意義がいかに大きかったかが了解されるであろう。同法はまた外国人資産、外国系企業の国有化に先鞭をつけたという点からも評価されるものであった。しかしながら同法によってフランスとの関係が悪化し、また残留フランス人農場主、農業技術者の引揚げが促進されたことによって、その経済的影響からみるとアルジェリア経済

にとってはかなりの負担になった。

以上のことから「自主管理」の形成期における成果は、土地改革の進展という点からみると、外国人所有地を国有化し、「自主管理」農場として再編成したことである。1951年の農業センサス時にヨーロッパ系農場主の経営面積は、およそ270万ヘクタールであったが、「無主の財産」方式によっておよそ100万ヘクタール、5月9日法によって30万ヘクタール、「国有化法」によって約120万ヘクタールを国有化したと推定することができる⁽¹²⁾。それによって農業生産において外国人勢力を一掃しえたわけである。しかしながらアルジェリア人地主を対象とする土地改革は、5月9日法による例外的措置を除けば、たびたび政治的課題にのぼりながら1971年まで実施されなかった。のちにみるように1971年以後に開始された土地改革（「農業革命」）は、収用方式、配分方式、経営方式などのいずれについても独立直後の方式と性格を異にしている。そこで第1次土地改革、第2次土地改革というように区別するわけである⁽¹³⁾。

この時期における政治情勢をみると、1963年9月に憲法制定のための国民投票と大統領選挙をおえ、政治体制は確立されたが、経済政策面では独立後の経済危機を乗り切ることには忙殺され、「社会主義」建設のための具体策として「自主管理」以外は実現することができなかった。そのため1963年10月の第1回農民大会（ないし社会主義部門農民大会）から翌64年4月の第1回党大会にかけて「自主管理」は、「アルジェリアにおける脱植民地化と社会主義化の輝かしい成果」⁽¹⁴⁾として最大限の評価を与えられるのである。

その反面、3月諸法令以後当初の自然発生的性格、労働者の自主性が次第に失われていき、国家の指導性が強化されていく。1963年5月には「民主的再組織運動」が展開され、「上部から任命された、みせかけの管理委員会」を解散し、選挙を実施して農場内部から民主化を進めることをめざしたが、この運動を指導したのは地方行政機構（とくに郡）であり、これに並行して植民地時代の中小農場を統廃合し、経営規模の拡大を行なった。

2. 模索期

「自主管理農場」は、その創設当初から資金・資材の調達、生産物の販売などをいかにして行なうかという問題に直面しなければならなかった。1963年10月の国有化法公布以前はヨーロッパ系農場主の大半が経営をつづけており、植民地時代に作られた農業金融機構、農産物の流通機構などもそのまま残されており、しばしばフランス人が運営の実権をひきつづいて掌握していた。これらの機関が「自主管理農場」との取引に消極的であり、警戒を示したことはいうまでもないであろう。生産物の販売よりも資金の調達が最大の難問であり、回転資金の涸渇、貸金支払いの遅滞などの事態が生じた。これは本来農場のレベルでは処理しえない問題であり、地域によっては党や労働組合の斡旋によって当座の資金繰りをつけた例もあったが、資本市場だけではなくすべての面で植民地時代からの市場機構を再編成することは、遅かれ早かれ実現すべき課題であり、そのためには政府の介入が不可避であった。形成期につづく第2の時期を模索期と名づけたのは、ちょうどこの時期に市場機構を再編成するための試行錯誤がくりかえされたからである。1966年秋に実施された一連の改革を境として模索期を二つの局面に分け、前半を集権化の局面、後半を分権化の局面と呼ぶことにしよう。

すでに述べた「自主管理農場」の設立経緯や法的性格からいって、経営の外的条件の整備と農政機構の整備とは表裏一体の関係にあったが、その点で独立直後に進められた「耕作作戦 (opération labour)」に言及しておく必要がある。これは1962年秋に麦類の播種時期が迫っているのに作付準備が遅れていたことに対して、政府の主導によって資金・種子・トラクターを供給し、生産の再開と食糧の確保をはかることを目指したものである⁽¹⁵⁾。当時は農政機構についても植民地時代のものが継承されていたが、フランス人係官の引揚げによって機能マヒに陥っており、ただ「農業備蓄組合 (Société Agricole de Prévoyance, 略称SAP)」⁽¹⁶⁾のみが、多数のアルジェリア人係官を擁してい

たために活動しうる状態にあった。「耕作作戦」の実施過程でこのSAPを基礎として農政機構が再建されたのである。1963年3月の農業・農地改革省の改組と全国農地改革公社(ONRA)の設立とともに、SAPは後者の管轄下に入り事実上「自主管理農場」を監督する出先機関としての役割を果たすようになった。1963年10月以後、残留フランス人も引き揚げて金融機構、農業資材の供給網、農産物流通機構が急速に解体しはじめた。そのために「自主管理農場」の経営は一層困難になったが、植民地時代の市場機構にかわる機構を短期間で整備することは不可能であり、全国農地改革公社が直接に資金・資材の供給と生産物の販売にあたることになった。「自主管理農場」を監督する任務もっていた全国農地改革公社が、同時に「自主管理農場」の対外関係を独占的に掌握したとすれば、その論理的帰結は明らかであり、農場の経営に直接介入することは避けられなかった。また国家統制の弊害を防止するために3月22日法によって設置された「自主管理振興町村評議会」は、党が弱体であるために事実上機能していなかった。その結果、農場の会計さえ農場レベルでは掌握しえず、全国農地改革公社に問い合せてはじめて確認できるという事態にいたったのである。生産単位としての自主性の喪失と並行して、農場内部でもヨーロッパ系農場主・技術者にかわってアルジェリア人幹部が台頭し、民主的運営の原則も尊重されなくなった。そのうえ、生産活動の停滞と販売の不振から経営成果が上がらないという条件が加われば、農業労働者の士気が低下したのは当然の成行きといえるであろう。これが集権化の局面における「自主管理」の危機といわれるものである。

このような事態に対して、1966年秋に全国農地改革公社を解体し(法的には1968年2月22日の法令によって確認された)、その権限を分散して、後に述べるように経営指導については地方農政事務所、融資については国立アルジェリア銀行に業務を移管し、協同組合方式による農産物流通機構の再編成を行なった。それとともに農場の自主性を回復し、農場運営の民主化をはかるために、農場会計を個別化することはむろんのこと、運営内規の改革も行なった。これが1966秋の改革であり、それによって分権化の局面に入ったといわれてい

る⁽¹⁷⁾。

1965年6月15日の政変によって、ベンベッラ政権からブーメディン (Boumédiène) 政権への交替があったために、1966年秋の改革以前の状態は、全国農地改革公社の官僚主義的中央集権制の弊害であり、ベンベッラ政権による「アルジェリア社会主義」の空文化の一典型であるとみなされている。つまり1966年の改革は、革命評議会による「歴史的再建 (redressement historique)」政策の一環として評価されるわけである。それが事実の一面であるとしても、独立直後の経済危機、市場機構の混乱から、全国農地改革公社が緊急措置としてすべてを直接コントロールせざるをえなくなったという一面もみのがすことはできない。1964年12月の第2回「農民大会」(あるいは「全国農業労働者連合 <Fédération Nationale des Travailleurs de la Terre>」設立大会ともいう)において、集権制の弊害はすでに指摘されており、全国農地改革公社の改組も政治的日程にのぼっていた。また革命評議会は、政権獲得後5カ月たってはじめて「自主管理」にかんする政策を発表するが、その実現はすでに述べたようにさらに1年後にもちこされる。「自主管理」を通じてみるかぎり、1965年6月の政変によって断絶があったというよりは継続している点が目立つのである。

1966年は、アルジェリア経済全般についてみても重要な転換点であり、独立のもたらした経済的混乱が収束し独自の経済政策を実施する客観的条件がはじめて整った時期であった。そこで鉱山の国有化を手はじめとして、それ以後は銀行・保険・商工業の主要企業とつぎつぎと国有化を実施した。その結果、外国資本と外国人経営者の支配からアルジェリア経済を解放するとともに、公共部門の増強が行なわれることになった。これらの国有化された企業は、ほとんど国营会社の形態をとり、しかも1業種1国营会社に公共部門を整理統合する方針を進めたために、商工業部門の「自主管理」企業は増加するどころかむしろ減少することになったわけである。

農業部門における法制の変化として次の2点をつけ加えておこう。第1に

1966年5月6日の法令(オルドナンス)によって「無主の財産」を正式に国有財産としたこと。第2に、1965年11月27日の閣議通達によって「退役兵士農業生産組合 (Coopérative Agricole de la Production des Anciens Moudjahidins, 略称CAPAM)」の設立を定めたこと。これは独立戦争に従事した兵士に就業機会を与えるための措置であり、多くの場合「自主管理農場」の土地をさいて生産協同組合を設立した。制度上の差異はあるが、「自主管理農場」と同様に、社会主義部門に属するものとみなされている⁽¹⁸⁾。

1966年の改革の後、農業部門の「自主管理」をめぐる法制が次第に整備され、つぎの第3期に入った。

3. 整備期

「自主管理農場」にかんする法制として第3期を代表するのは、つぎの諸法令である。

——「農業における自主管理にかんする法令 (1968年12月30日のオルドナンス)」。

——「自主管理農業経営体の労働者集団の定義とその構成員の権利・義務にかんする政令 (1969年2月15日のデクレ第15号)」。

——「農業における自主管理の諸機関の権限と機能を定める政令 (同上第16号)」。

——「所得の配分にかんし、自主管理農業経営の諸基金を定める政令 (同上第17号)」。

——「自主管理農業経営体の管理諸機関の選出にかんする政令 (同上第18号)」。

——「農業の自主管理にかかわる農業・農地改革省の権限にかんする政令 (同上第19号)」。

はじめの法令で原則を定め、他の五つの政令で細則を規定しているわけで

ある。後に同法令の体系下における農場経営について詳述するので、ここでは個々の法令の内容を立入って述べることは避け、1963年3月の諸法令との相違に注目しながら問題点を列挙するにとどめることにしよう。

第1に、すべての「自主管理」企業ではなく、「自主管理農場」のみを対象としていること。

第2に、生産手段の国有化の原則、国家行為として労働者への経営管理の委託、農業・農地改革省の権限など、国家の権限を明文化していること。それに対して労働者についても、労働者集団 (Collectif des travailleurs) という法人格をもつ経営主体を作り出し、その権利・義務についても明確に規定した。

第3に、各機関の権限分担はほぼ同様であるが、農場長を総会における公選によって選出することにしたこと。決定は各機関が行ない、支配人がその執行にあたることもはっきりと規定している。

第4に、「自主管理農場」の統制にあたる外部機関として地方自治体（とくに町村）にも一定の権限を与えたこと。これが農業・農地改革省の恣意的な統制から農場を保護する役割を果たすわけである。

第5に、非常勤労働者の地位を相対的に向上させたこと。総会構成員になるための資格が緩和され、賃金のみでなく報奨金をうける権利が認められた。

第6に、一定限度内で家庭菜園用の土地の配分を受け、家畜を飼育する権利が認められたこと。

またこの時期には、「自主管理農場」を取りまく外部機構の整備が進められたが、なかでも外国企業の国有化との関連で農業資材の供給と生産物の販売にあたるために各種の公社が設立されている点も注目に値するであろう。たとえば、ブドウ酒の販売にあたるための「ブドウ酒販売公社 (Office National de la Commercialisation des Produits Viti-vinicoles, 略称ONCV)」(1968年8月7日法)、農機具の供給にあたるための「農機具公社 (Office National de Matériel Agricole, 略称ONAMA)」(1969年4月3日法) などである。

1972年に入ってから、「自主管理農業経営体の連合体の組織にかんする政令(1972年3月21日のデクレ第53号)」、「自主管理農業経営体の社会基金の利用方式を定める政令(同第57号)」などが公布された。やはり法制整備の一環である。

アルジェリア経済全体についてみると、この時期は国有化政策を推進するとともに、工業化が本格的に開始される時期にあっている。前者については、1971年2月のフランス系石油会社の国有化をもって基本的に目的が達成されたが、国营会社・公社などの形態で公共部門の運営が行なわれたことはすでに述べたとおりである。いずれの場合も、自主管理制度は採用されず国の任命する総裁が経営権を掌握することになっていたが、1971年11月16日の「社会主義企業管理」法によって、労働者経営参加の道が開かれた⁽¹⁹⁾。また後者、つまり工業化については第1次3カ年計画(1967~69年)、第1次4カ年計画(1970~73年)が発表された。これは公共部門主体の投資計画であり、軽工業から重工業に重点が次第に移されていく。

このような公共部門の拡大、工業化の進展とともに、農業部門の停滞が顕著になり、農業政策の重点はいわゆる社会主義部門ではなく、私的部門に向けられるようになった。これが「農業革命」であり、1970年に草案が発表され翌71年11月8日の「農業革命憲章」、「農業革命法令」によって、独立直後からの懸案であった第2次土地改革がようやく実施されることになったのである。ここでは「農業革命」の詳細を述べることはできないが⁽²⁰⁾、「自主管理」との関連でつぎの2点を確認する必要がある。

第1に、社会主義の成果、「農業革命」の第1段階として「自主管理農場」の創設を位置づけ、1968年法によって定められた改革方向をふたたび確認していること。

第2に、それにもかかわらず私的部門の現実からいって「自主管理」は農業の社会主義化の唯一の方式ではなく、それぞれの地方の具体的条件に応じて生産協同組合を頂点とする協同化の各方式を選択するべきであると述べて

いること。その結果、「自主管理」方式は農業部門においても拡大しない展望がはっきりしたといえるであろう。

「農業革命」の進行とともに、その枠内で「自主管理農場」についても重要な制度的改革が実施された。それが第4の再編期である。

4. 再編期

「農業革命」期における「自主管理農場」の制度的改革は、模索期や整備期における改革と比較するとその範囲がきわめて大きく、改革というよりは再編成というにふさわしい。それを三つの局面に分けて整理してみよう。

第1は、「町村総合農協 (Coopérative Agricole Polyvalente Communale de Services, 略称CAPCS)」の創設である⁽²¹⁾。これは1972年6月7日の「農業協同組合法」によって他の各種農業協同組織とともに法制が定められたものであるが、同法によって「自主管理農場」は同農協への加入を義務づけられることになった。同農協の業務範囲からいって、融資、仕入れ、販売など「自主管理農場」の対外的取引関係がすべて同農協を通じて行なわれることになっただけでなく、経営指導までが同農協に委任されることになる。これは第3期に着手された農業経営をとりまく外部条件を整備する政策の一環であるとともに、町村に行政単位としての機能だけでなく経済的な権限をもつ単位としての機能を付与することを狙いとするものであり、地方分権化政策の一環としての意味をもっている。しかしながら農場の側からみるとそれは個々の農場が担っていた経営機能の一部を町村レベルに集中することであり、むしろ集権化政策としての効果をもたらすものであった。「町村総合農協」が実際に結成され、業務を開始したのは1973年秋以降である。第2は1973年から着手された「構造改革 (restructuration)」といわれる農場の整備・統合である。すでに述べたように1963年にも合併統合が行なわれたが、その際には経営規模、経営組織などについての技術的準備が不十分であり、また耕地整理が部分的にしか行なわれなかったため、それが経営状態を悪化させる要因と

みなされていた。「構造改革」は、地域別の理想的経営組織モデルにもとづいて最適規模の農場を作ることを目指すものである。法制化に先立ってアルジェ (Alger)、ブリダ (Blida) 両県で実施されたが、その結果経営規模はむしろ縮小することになった。

第3は、1974年2月6日の政令による分権化の推進である。農場の自主性を保証するために対外関係を再編成しようとしたことが最大の変化であり、それによって経営改善意欲を高めることを意図するものであった。

やはりアルジェリア経済全体の動きとの関連をみると、第4期は工業化の進展とともにそのひずみが顕著にあらわれはじめた時期にあたっている。すなわち地域格差・農工格差の拡大、脱農化・都市化の進行、社会資本の立後れによる隘路の顕在化などの現象である。その結果として社会的緊張が高まり、政治体制の改革への圧力が高まっていった。「農業革命」の実施や「社会主義企業管理」法の制定はこのような民主化の要請にブーメディン政権が積極的に対応したものであるが、1975年6月には憲法制定、大統領選挙と国会召集を予告するにいたり、翌年6月の「国民憲章」承認の国民投票とともに民主化の軌道が敷かれることになった⁽²²⁾。企業形態としての「自主管理」の比重は、形成期以来次第に低下していったが、「アルジェリア社会主義」の運営原理としての「自主管理」を実現する前提条件は、このような政治体制の民主化とともに始めて作り出されるのである。このような意味で再編期以後の「自主管理農場」の変化に注目する必要がある⁽²³⁾。

II 本報告の課題と方法【略】

〔注〕 _____

- (1) exploitation agricoleは、農業経営(体)の意。「自主管理農場」はdomaine autogéré, ferme autogéréeなどと呼ばれることもある。アラビア語では、「自主管理」はtasir al-zāti, 「自主管理農場」はmuzāri' al-masira zātiyanという。アルジェリアではアラビア語化が進行しているが、現地調査当時行政用語

はいぜんとしてフランス語であり、本報告でも法令等はフランス語版テキストを用いた。したがって以下ではとくに必要のないかぎり、フランス語のみをかかげておく。

- (2) 「自主管理農場」をめぐる法制のクロクロジーとして、Cuin, J. P., *Les Institutions agricoles algériennes*, Paris, CNRS, 1974, 182p.を参照。しかし時期区分は筆者独自のものであり、しかも試論的なものである。はじめの三つの時期を1966年秋を境として二つの時期に分けることもできると思うが、ここでは「アルジェリア社会主義」の展開をも念頭において、四つの時期に分けることにした。
- (3) 1962年12月4日の議会におけるベンベッラ首相演説。Algérie, Ministère de l'Information, *Discours du Président Ben Bella*, 1963.
- (4) Zartmen, W., "Les relations entre la France et l'Algérie depuis les accords d'Evian," *Revue française de science politique*, 16(6), 1964, pp. 1087~1113.
- (5) Algérie, Délégation Générale, *Résultats statistiques du recensement de la population du 31 octobre 1954*, vol. 3, Population active, Alger, 1960, p. 81.
- (6) 同法令のテキストは*Revue algérienne des sciences juridiques, politiques et économiques* (Alger) (以下*Revue algérienne*と略称する), No. 1, 1964, pp. 274~278を参照。以下の法令について「アルジェリア民主人民共和国官報*Journal officiel de la République algérienne démocratique et populaire* (以下J. O. R. A.と略称)」を参照しえた場合には制定日のみを示し、それ以外の場合には、テキストの掲載されている文献名をあげることにする。
「無主の財産 (biens vacants)」とは、通常は所有者の死亡後、相続者がない場合などに発生するが、同法では仮に所有者の所在が国外で確認できる場合でも「無主」とみなしたわけであり、フランス政府は事実上の資産没収であるとして抗議した。しかし1830年の植民地化直後、フランス政府は「無主の財産」という名目でアルジェリア人所有地を没収したことがあった。
- (7) Algérie, Ministère de l'Orientation Nationale, *Documents sur l'autogestion*, Alger, mars 1964.
- (8) Front de Libération Nationale, *Projet de programme pour la réalisation de la révolution démocratique populaire*, Alger, 60p.
日本語版の抄訳は、中東調査会(編訳)『アラブ社会主義政党の研究』、中東調査会、1969年、129~144ページを参照。同綱領では「農業革命」の方針を提示しているが、「自主管理」についてはふれていない。このことは「自主管理」の起源の自然発生的性格を示す論拠の一つとされている。
- (9) テキストは注(7)と同じ。英語訳ではAlgeria, Ministry of Information,

Documents on Self-Management, 1963, 74p.

日本語訳は、3月22日法のみ全訳がある。宮治「アルジェリア農業の『社会主義』部門——土地改革と自主管理農場」、『アジア経済』第9巻第1号(1968年1月)参照。

- (10) *Annuaire de l'Afrique du Nord*, 1963, Paris, CNRS, p. 816.
- (11) *Ibid.*, p. 862.
- (12) ベンベラ大統領の演説などから算出した推定値。宮治「アルジェリアの経済開発と独立過程——農業における変革を中心に——」, 藤田弘二編『アフリカ諸国の経済開発』, アジア経済研究所, 昭和41年, 177~181ページ参照。独立以前に国家やアルジェリア人への土地譲渡が行なわれたので, 合計は270万ヘクタールにならない。
- (13) 「農業革命憲章 (*Charte de la Révolution Agraire*)」(1971年11月8日公布)の前文で「農業革命」の第1段階, 第2段階と表現しているが, ふつう政府文献などでは第1次土地改革, 第2次土地改革という表現を使っていない。叙述上の便宜から筆者が用いることにしたものである。
- Algérie, Présidence du Conseil, *Révolution Agraire*, Alger, 1972, p. 9参照。
- (14) FLN, Commission Central d'Orientation, *La Charte d'Alger*, 1964.
- (15) Algérie, Ministère de l'Orientation Nationale, *Une année de révolution socialiste*, 1963, p. 51.
- (16) 1893年に「原住民備蓄組合 (Société Indigène de Prévoyance, 略称SIP)」の名で設立され, 1952年にSAPと改称された。法制上は加入者の共同出資による互助組織であり, 共同倉庫の運営による麦類の備蓄を主な業務とするものであったが, 政府補助金によって資金の貸付, 種子の提供などを行ない, 事実上はアルジェリア人農民向けの総合農政機構としての役割を果たしていた。
- (17) 1966年秋の改革については, 次の小冊子にくわしい。
- Secrétariat Social d'Alger, *Une nouvelle étape de l'autogestion agricole — les réformes de 1966*, Alger, SNED, 1968, 47p.
- (18) 閣議通達以前からすでに解放軍兵士による共同農場が作られていた場合もあるが, 農業・農地改革省の主導でCAPAM設立が行なわれたのは1967年に入ってからである。法制化はさらに遅れて1969年8月18日に政令が公布された。
- (19) 国営会社において労働者の経営参加を保証することは, 「自主管理」に一步近づくことであるが, 経営主体が国家であるかぎりにおいて「自主管理」とは原理的にまったく異なるものであり, 事実労働者代表が参画しているのは労働者の福利厚生をめぐる決定に限定されている。しかしアルジェリアの労働組合は待遇改善よりも労働意欲の向上のために運営される傾向にあるので, この法令

の意義はやはり高く評価すべきであろう。テキストはつぎの年鑑に掲載されている。

Annuaire de l'Afrique du Nord, 1971, pp. 804~821.

- (20) 宮治「アルジェリアの『農業革命』」, 『アジア経済』第16巻第9号(1975年9月)を参照。
- (21) ここで町村と訳した原語は, bilad (アラビア語), commune (フランス語)であるが, それに中国語の公社を訳語にあてることもあながち見当違いではない。中国の人民公社制から明らかに影響をうけているからである。しかしアルジェリアの現実からみると, 今なお単なる行政単位としての町ないし村などにあたるといふべきであろう。
- (22) その後, 1976年11月に新憲法制定, 同年12月に大統領選挙, 翌年2月に国会選挙と制度的民主化が進められた。
- (23) 1975年6月17日に自主管理農場法令が改正された。その内容については終章【略】を参照。

(宮治一雄／執筆時：アジア経済研究所調査研究部, 現：広報部長)